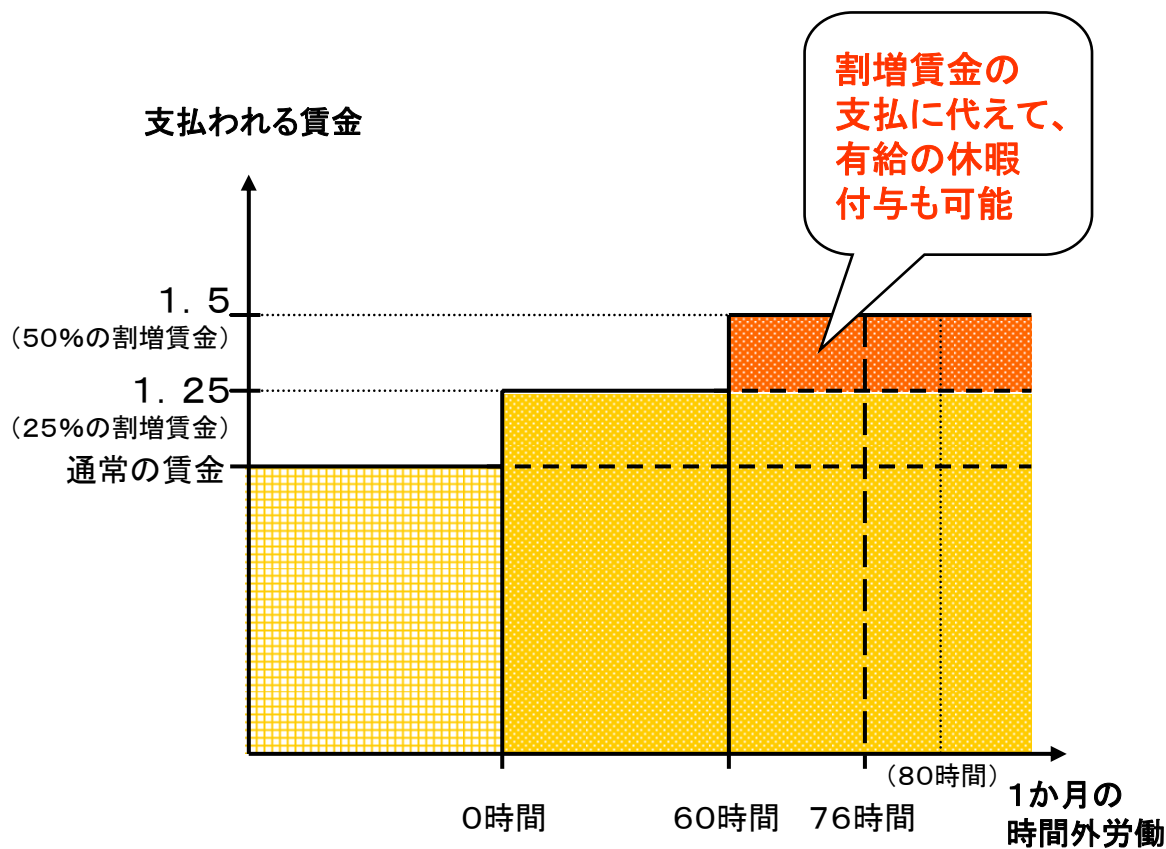


# 割賃代替休暇のイメージ

## 制度の概要

長時間労働(月60時間超の時間外労働)が行われた場合に、労働者に休息の機会を与え、その疲労回復を図り、健康の確保に役立てる観点から、労使協定により、今回の改正による引上げ分(25%)の割増賃金の支払に代えて有給の休暇を付与することができることとする制度。



## 〔例〕時間外労働を月76時間行った場合

→ 月60時間を超える16時間分の割増賃金25%(50% - 25%)の支払に代えて、有給の休暇付与も可能

→  $16時間 \times 0.25 = 4時間分$ の有給の休暇を付与



休暇の付与単位、付与すべき時期等の詳細(省令で規定)については、法案成立後に労働政策審議会で検討。

(想定される省令の内容(イメージ))  
特に長い時間外労働を行った労働者に休息の機会を与えるためには、

- ・付与の時期: 長時間の時間外労働を行ったときから一定の近接した期間内に
- ・付与単位: 「半日単位」など、まとまった単位で付与するものとする考えられる。